

2025 年 4 月 1 日

受益者の皆さま

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております弊社ファンドにつきまして、「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正に伴い、別添の通り投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

2023 年 11 月に同法の一部改正が行われ、2025 年 4 月 1 日に施行されます。それに伴い、交付運用報告書については書面交付を原則としていた規定が、デジタル化を前提とした電子交付に変更されます。なお、希望する受益者さまには従来の書面交付も継続いたします。

本件により、デジタル化の推進を通じて顧客の利便性向上を図るとともに、ペーパーレス化による地球環境の保全など、サステナビリティへの貢献に繋がるものと捉えております。今後も顧客本位の業務運営を確保しつつ、電磁的方法での情報提供を進めてまいります。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社商品をご愛顧を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具

本件に関するお問い合わせ先

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話：03-5208-5858

(土日祝休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

1. 投資信託約款の変更を行うファンドの名称、該当条項および変更内容

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド 第 38 条、第 56 条

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド<為替ヘッジあり> 第 38 条、第 56 条

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド (3 ヶ月決算型) 第 38 条、第 56 条

パインブリッジ割安優良債券ファンド (奇数月決算型) 第 33 条、第 51 条

パインブリッジ割安優良債券ファンド (資産成長型) 第 33 条、第 51 条

パインブリッジ厳選インド株式ファンド 第 33 条、第 51 条

新	旧
<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第▲条 投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付、<u>提供</u>に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第▲条 投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(運用 <u>状況に係る情報の提供</u>)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める <u>事項に係る情報</u> を電磁的方法により受益者に提供することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供</u> の請求があった場合には、<u>当該方法により行うもの</u> とします。</p>	<p>(運用 <u>報告書に記載すべき事項</u> の提供)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める <u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u> を電磁的方法により受益者に提供することができます。<u>この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>運用報告書の交付</u> の請求があった場合には、<u>これを交付するもの</u> とします。</p>

※ 下線部は変更箇所を示します。

※ ▲および●は該当する各条項に読み替えをお願いします。

パインブリッジ新成長国債債券プラス 第 56 条
 パインブリッジ・ワールド株式・オープン 第 57 条
 パインブリッジ米国 REIT インカムファンド A コース (為替ヘッジあり) 第 48 条
 パインブリッジ米国 REIT インカムファンド B コース (為替ヘッジなし) 第 48 条
 パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」 第 55 条
 パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」 第 56 条
 パインブリッジ新成長国債インカムオープン 第 56 条
 パインブリッジ米国優先証券ファンド 第 57 条
 パインブリッジ米国優先証券ファンド (為替ヘッジなし) 第 57 条
 パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド 第 54 条
 パインブリッジ日本企業外貨建て社債ファンド (為替ヘッジあり) 第 54 条
 パインブリッジ日本企業外貨建て社債ファンド (為替ヘッジなし) 第 54 条
 パインブリッジ・キャピタル証券ファンド (為替ヘッジなし) 第 55 条
 パインブリッジ・キャピタル証券ファンド (為替ヘッジあり) 第 55 条

新	旧
<p>(運用 <u>状況に係る情報</u> の提供)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める <u>事項に係る情報</u> を電磁的方法により受益者に提供することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供</u> の請求があった場合には、<u>当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用 <u>報告書に記載すべき事項</u> の提供)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める <u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u> を電磁的方法により受益者に提供することができます。<u>この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>運用報告書の交付</u> の請求があった場合には、<u>これを交付するものとします。</u></p>

※ 下線部は変更箇所を示します。

※ ●は該当する各条項に読み替えをお願いします。

2. 変更適用日

2025 年 4 月 1 日 (火)

3. 約款変更の理由

投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、記載変更を行うものです。

以上